

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

新城市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 旧新城市地域

#### (1) 現況

本地域は市南部に位置し、地区中央を流れる豊川流域には平坦地が広がっている。一方で、北の雁峰山や本宮山、南の吉祥山や舟着山の山麓は緩やかな傾斜地域であり、稲作を中心とした農業が行われている。特定農山村地域に指定される地域があるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号、並びに同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけ、耕作放棄発生を防止して環境負荷の軽減に配慮した農業を普及することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 旧鳳来町地域

#### (1) 現況

本地域は市東部に位置し、鳳来寺山を中央に東西南北へ山並みが延びるなど、市内で最も急峻な地区である。地区の大部分が中山間地域で農地の多くが傾斜地にあり、経営規模の小さい農家によって、棚田による稲作や、ナスやウメなどの畑作が行われている。地区全域が特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号、並びに同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけ、耕作放棄発生を防止して環境負荷の軽減に配慮した農業を普及することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3. 旧作手村地域

#### (1) 現況

本地域は市北部に位置する平均標高 550mの高原地域で、冬には積雪が見られる。高原の平坦地では施設園芸の導入が進んでいるが、本宮山、雁峰山、竜頭山など 600～800 m級の山々が連なる南北の急峻な地域では、傾斜地で稲作が行われている。地区全域が特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号、並びに同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけ、耕作放棄発生を防止して環境負荷の軽減に配慮した農業を普及することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

|   | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業                     |
|---|-----------|-------------------------------|
| ① | <旧新城市地域>  | 第3条第3項第1号、同項第2号、及び同項第3号に掲げる事業 |
| ② | <旧鳳来町地域>  | 第3条第3項第1号、同項第2号、及び同項第3号に掲げる事業 |
| ③ | <旧作手村地域>  | 第3条第3項第1号、同項第2号、及び同項第3号に掲げる事業 |

### 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

### 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

愛知県が策定する多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）において、推進組織として位置付けられる愛知県農地水多面的機能推進協議会に参画し、多面的機能支払交付金による取組の円滑な実施を図ることとする。

法第3条第3項第2号事業関係については、別紙のとおり。

(別紙)

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

## 1 対象地域及び対象農用地

### (1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画の区域内に存する1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。

なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(別に市町村対象農用地の基準に該当する地図を添付)

#### ア 対象地域

##### 通常地域

##### (7) 特定農山村地域

旧新城市のうち旧舟着村、旧長篠村、旧鳳来寺村(平成5年9月28日公示)

旧鳳来町全域(平成5年9月28日公示)

旧作手村全域(平成5年9月28日公示)

##### (4) 振興山村地域

旧鳳来町のうち旧鳳来寺村、旧海老町、旧七郷村、旧山吉田村、旧三輪村(昭和41年3月31日公示)

旧作手村全域(昭和43年12月28日公示)

##### (7) 過疎地域

旧新城市のうち旧舟着村、旧長篠村、旧鳳来寺村(平成17年10月1日公示)

旧鳳来町全域(平成17年10月1日公示)

旧作手村全域(平成17年10月1日公示)

##### 特認地域

(7) 旧新城市のうち旧千郷村、旧東郷村、旧八名村知事指定通知(平成22年6月4日)

#### イ 対象農用地

(7) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により地域指定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(4) 自然条件により小区画・不整形な田

(7) 積算気温が著しく低い地域であり、草地比率 70%以上の地域の草地

(エ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地については、田 1/100 以上 1/20 未満、畑及び採草放牧地 8 度以上 15 度未満の傾斜農用地を対象

ｂ 高齢化率・耕作放棄地率の高い地域の農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で、地域の高齢化率が 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(ｴ) 愛知県知事が地域の実態に応じて指定する地域

## (2) その他留意すべき事項

ア 既荒廃農地については、以下の考え方に基づき取り扱うこととする。

(ｱ) 集落協定や個別協定の中に既荒廃農地を加えるかどうかは集落や認定農業者等の判断に委ねる。

(ｲ) 既荒廃農地を協定に位置付けた場合には、令和 11 年度までに既荒廃農地を復旧することを条件に当該既荒廃農地を協定認定年度から交付金の交付対象とすることができる。

(ｳ) 集落の実情に応じた対象農用地(以下「協定農用地」という。)の生産活動に影響があると協定申請者が判断した既荒廃農地については、協定農用地の農業生産活動等に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の必要な既荒廃農地の管理を行う。

イ 自然災害を受けている農用地については、令和 11 年度までに復旧し農業生産活動等を実施する旨が集落協定に位置付けられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とする。

また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を新城市長に提出するとともに、当該復旧計画を協定に位置付けることにより、引き続き交付金の交付対象とすることができる。

ウ 国、地方公共団体並びに国及び地方公共団体の持分が過半となる第 3 セクターが所有し、かつ農業生産活動等を行っている農用地については交付金の交付対象としない。

エ 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業等又はこれに準ずる事業を通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。

オ 耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする場合、耕作意思を有する者（農作業受託を行う場合は受託者）を明確にした上で、当該農用地の維持管理をする。

カ 農業振興地域整備計画と整合性が図れるように努める。

## 2 対象者

(1) 集落協定又は個別協定に基づき、5 年間以上継続して耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第 3 セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあっては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

(2) 農業を主業とするフルタイムの農業従事者一人当たりの所得(収入から負債の償還を含めたコストを差し引いたもの)が名古屋市の勤労者の平均所得を上回る農業者については、

集落協定による交付金の対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、交付金の対象とはしない。）が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内の取りまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、当該農業者の対象農用地のうち自作地に対して交付される交付額の全てを集落の共同取組活動に充てる場合、又は当該農業者の対象農用地の全てが、当該農業者と農用地の権原を有する者との間において利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業のうち田においては３種類以上、畑においては２種類以上、草地においては１種類以上の作業の受委託が行われている農用地である場合は、交付金の対象とする。

(3) 認定農業者に準ずる者として、新城市長が認定するものとは、次のとおりとする。

集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織）、新城市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に示す目標所得水準を達成している農業者など、地域の実情に合わせて市長が認定する者。

### 3 その他必要な事項 なし。